第43期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

●事業報告

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第43期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

ノバシステム株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1．株式の状況（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,402,500株

(3) 株主数 671名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
芳山政安	472,000	33.65
ノバシステム従業員持株会	119,700	8.53
株式会社SBI証券	57,500	4.10
河鳳基	40,000	2.85
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	24,500	1.75
林潤	24,000	1.71
平山貞美	20,000	1.43
川上秀樹	20,000	1.43
成田由奈	20,000	1.43
西山仁徳	20,000	1.43

（注）1．自己株式は保有しておりません。

2．当社代表取締役社長芳山政安氏の持株数には、同氏が代表を務める資産管理会社の株式会社シリウスが所有する株式数272,000株（19.39%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

２．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日	2020年12月24日
新株予約権の数		73個	910個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,460株 (新株予約権１個につき20株)	普通株式　18,200株 (新株予約権１個につき20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　12,000円 （１株当たり　600円）	新株予約権１個当たり　13,300円 （１株当たり　665円）
権利行使期間		2021年12月27日から 2029年12月24日まで	2022年12月25日から 2030年12月22日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　25個 保有者数　２名	新株予約権の数　910個 保有者数　２名

（注）１．社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

２．2022年10月１日付で行った１株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．①新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から１年が経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。

④新株予約権者は、前各号の条件を充たしたうえで、次の（ａ）及び（ｂ）の期間内において、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を上限としてこれを行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（ａ）株式公開日から１年を経過する日以降：行使可能割合　50％

（ｂ）株式公開日から２年を経過する日以降：行使可能割合　100％

４．①新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から１年が経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。

④新株予約権者は、前各号の条件を充たしたうえで、次の（ａ）及び（ｂ）の期間内において、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を上限としてこれを行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（ａ）株式公開日から２年を経過する日以降：行使可能割合　50％

（ｂ）株式公開日から４年を経過する日以降：行使可能割合　100％

3．会計監査人の状況

(1) 名称　　仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,600千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

４．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は法令や定款の順守及び倫理に基づき誠実で公正な行動をすることを根幹とし、これを「コンプライアンス基本方針」に定める。

取締役及び使用人は組織、職務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

当社は、リスクコンプライアンス委員会を原則、四半期に１度開催し、取締役の業務執行が当社の事業上のリスクや法令遵守の状況を確認し、法令に適合する体制を構築している。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録等、取締役の職務の執行に係る重要文書を文書管理規程に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を常時閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクコンプライアンス規程」に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。

不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害やリスクの拡大を最小限にとどめる体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則、月１回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置する体制をとる。

当使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の指揮、命令を受けないものとし、当使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得る。

補助使用人への職務権限の付与、同使用人への指揮命令権を監査役が有する旨を明確にする等、監査役から同使用人への指示について、その実効性を担保するために必要な措置を講じる。また、補助使用人の評価については、監査役の評価を加味して行う。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したこと又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。

監査役又は監査役会に対して、定期的に報告を行う事項及び報告を行う取締役を、監査役と協議して決定する。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。

内部通報制度に基づく通報及び監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「内部通報制度運用規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑧　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を開催し、意見交換を行う。

監査役と内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換等を通じて得られる多様な意見について、その提起を積極的に求める。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務諸表に係る内部統制の仕組みの構築を行い、継続的に評価し、不備があれば是正を行う体制を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく、毅然とした態度で臨むものとし、これらの勢力からの要求を断固拒否し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

顧問弁護士及び所轄警察署と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、予算計画の進捗状況、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

②　リスクコンプライアンス委員会が５回開催され、リスクの定期的見直し、法令改正に伴う影響等の適時把握、情報の共有化、コンプライアンス抵触可能性事項発生時の対処の検討及び法令に基づく実務を確実に遂行するための定期報告等を行っております。

③　監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、業務執行の適正性を監査しております。また、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との情報交換を実施し、より実効的な監査体制の構築に努めております。

株主資本等変動計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	298,105	286,105	286,105	1,044,734	1,044,734	1,628,944
当期変動額						
当期純利益				394,676	394,676	394,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	394,676	394,676	394,676
当期末残高	298,105	286,105	286,105	1,439,410	1,439,410	2,023,620

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	168,228	168,228	1,797,172
当期変動額			
当期純利益			394,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,135	42,135	42,135
当期変動額合計	42,135	42,135	436,812
当期末残高	210,363	210,363	2,233,984

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～47年
構築物	10～35年
機械及び装置	７年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法、市場販売目的ソフトウエアについては、見込有効期間（３年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(1) システムインテグレーション（派遣契約、準委任契約）

派遣契約、準委任契約に係る取引につきましては、履行義務は契約期間にわたり技術者及び技術力を提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を認識しております。

(2) システムインテグレーション（請負契約）

請負契約によるソフトウエア開発取引につきましては、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足さ

れる履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(3) クラウドサービス

クラウドサービスは、主にクラウドを主としたシステムと関連機器の販売、その保守の提供を行っております。このようなサービスの販売については、サービス導入までに係る新規導入設置料はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」は、資産の総額の100分の５を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「敷金及び保証金」は77,366千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「補助金収入」は691千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

１．繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	40,891
繰延税金負債	99,607
繰延税金負債の純額	58,715

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の事業計画における主要な仮定は、売上成長率及び売上総利益率です。売上成長率及び売上総利益率は、過年度の実績と技術者人員計画に基づき、市場環境を勘案して見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提としての条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

２．一定期間にわたり認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額（検収済みの案件を除く。）

(単位：千円)

	当事業年度
売上高	33,075

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び金額の算出に用いた主要な仮定につきましては、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４．収益及び費用の計上基準」、「個別注記表（収益認識に関する注記）」に記載した内容と同一であります。

なお、各プロジェクトの開発を進める中でシステム仕様の変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変更が生じた場合、進捗度の算定に影響が生じる可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　185,708千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

未払金　1,500千円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　18,000千円

２．和解金

当社は、2024年12月にクラウドサービスの製作過程で使用のソフトウェアについて、知的財産権を侵害しているとの申立てを受け、2025年1月に和解契約を締結しました。本契約に伴い、和解金12,952千円を特別損失として計上しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,402,500株

２．当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,460株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	23千円
受注損失引当金	1,637千円
長期未払金	10,489千円
未払事業税	9,112千円
未払退職給付費用	2,578千円
未払事業所税	2,275千円
資産除去債務	10,350千円
その他	4,618千円
繰延税金資産小計	41,085千円
評価性引当額	△194千円
繰延税金資産合計	40,891千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,853千円
その他有価証券評価差額金	△92,754千円
繰延税金負債合計	△99,607千円
繰延税金負債の純額	△58,715千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
住民税均等割	0.5%
賃上げ促進税制による税額控除	△4.7%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２か月以内の支払期日であります。また、借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で４年であります。このうち、一部は金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、手許流動性の維持に努めることにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（「関係会社株式」（貸借対照表計上額3,339千円））は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	362,099	362,099	－
(2) 敷金及び保証金	191,323	159,002	△32,321
資産計	553,423	521,102	△32,321
(1) 長期借入金(*1)	628,234	627,632	△601
負債計	628,234	627,632	△601

(*1) 長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*2) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（表示方法の変更）

「敷金及び保証金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より注記しております。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	362,099	－	－	362,099
資産計	362,099	－	－	362,099

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	159,002	－	159,002
資産計	－	159,002	－	159,002
長期借入金	－	627,632	－	627,632
負債計	－	627,632	－	627,632

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しているため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（持分法損益等に関する注記）

当社が所有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	システムインテグレーション	クラウドサービス	合計
一時点で移転される財	－	53,983	53,983
一定の期間にわたり移転される財	6,370,149	37,697	6,407,846
顧客との契約から生じる収益	6,370,149	91,680	6,461,829
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,370,149	91,680	6,461,829

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）　4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,013,539	1,337,988
契約資産	2,856	36,382

契約資産は、主として請負契約に基づくソフトウエア開発について、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たりの純資産額	1,592円86銭
２．１株当たりの当期純利益	281円41銭

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

当社は、2025年２月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、2025年２月14日に自己株式を取得しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

2025年２月13日開催の同取締役会にて同じく決議された株式報酬制度の導入に備え、対象者へ付与する予定の当社株式を市場より調達するためであります。ただし、株式報酬制度の導入は、2025年３月27日開催予定の当社第43期定時株主総会において同制度に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(2) 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	9,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.64%）
(3)株式の取得価額の総額	25,191,000円（上限）
(4)取得日	2025年２月14日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による買付け

(3) 取得結果

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	9,000株
(3)取得価額	25,191,000円
(4)取得日	2025年２月14日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による買付け

（その他の注記）

該当事項はありません。